

# 高齢者虐待防止シンポジウムを開催して

高齢者・障害者支援センター運営委員会

委員長 豊田 泰史

本年2月8日（金）午後1時30分から午後4時30分まで、和歌山ビッグ愛1階大ホールにて、和歌山県と和歌山県社会福祉士会の共催を得まして、「高齢者虐待防止のためのシンポジウム」～人権が尊重される社会をめざして～（和歌山弁護士会主催）を開催いたしました。

平成18年4月1日から高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行され、市町村の責務として関係機関や民間団体との連携・協力体制の整備が求められることになりました。

しかしながら、高齢者虐待問題については、現場において対応が困難な事例など様々な問題があり、その対応方法や虐待防止支援ネットワークの構築など課題は多く、実効性のある対策が急務となっています。

今回のシンポジウムは、実際に現場で高齢者虐待問題に取り組まれている方々をお招きし、和歌山県における高齢者虐待問題の現状と課題・対策について考えようと企画されたものでした。

## 第一部 基調講演

テーマ 「高齢者虐待問題と地域支援について」

講師 井上 計雄 氏

（弁護士 近畿弁護士会連合会  
成年後見制度等連絡協議会座長）

## 第二部 パネルディスカッション

テーマ 「高齢者虐待防止への関係機関の  
取り組み」

コーディネーター

豊田 泰史

パネリスト

井上 計雄 氏（弁護士）

崎山 賢士 氏（和歌山県社会福祉士会会長）

湯川 憲治 氏（御坊市地域包括支援センター長）

林 千恵子さん（NPO法人認知症サポート  
わかやま理事長）

## <総合司会>

副委員長 南 亜矢子 会員

※南亜矢子会員には、県内市町村における高齢者虐待の現状についてアンケートの実施・集計作業を担当していただきました。

## <基調講演>

井上計雄先生の基調講演では、まず高齢者虐待防止法について、その目的・虐待の態様

と認定・立ち入り調査等を解説していただきました。

目的については、予防の点と養護者の支援が含まれている点に特徴があること。

虐待については、身体的虐待・放任（ネグレクト）・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待があること。

判断基準については、《高齢者が安心して暮らす権利が脅かされているかどうか》という視点から、養護者や本人の認識は不要であり、医学的な生命・身体の危険の認定も不要であるということ。写真等の記録を残しておくことが重要であるということ。

立ち入り調査については、実力行使が不可となっており、何らかの立法的解決の必要性があること等お話をされました。

次に、高齢者虐待事例への対応については、地域包括支援センターへの通報から始まり、情報収集を経て、ケア会議において虐待の認定・立ち入り調査の要否・対応の検討・養護者の支援等について検討を行うといった一連の流れを紹介いただきました。

対応方法については、分離・措置の利用・サービス投入・成年後見制度の利用（市町村長申立）等があることや、高齢者虐待の背景には養護者の経済事情（借金）などもあり、これを解決するために法テラスの利用などもあるということをお話しいただきました。

最後に、この問題に対する地域支援のあり方について、いかに高齢者虐待事例を地域包括支援センターにつなげるかが重要であり、そのためには地域包括支援センターと関係機関等との連携、地域での見守り体制の構築が必要であると言われました。他方、地域包括

支援センターの方もこれに適切に対応ができる態勢を整えていくことが重要であると締め括られました。

### <パネルディスカッション>

パネルディスカッションの部では、実際に高齢者虐待問題の最前線で活動されている方々からお話を伺いました。

御坊市地域包括支援センター長の湯川憲治氏からは、御坊市の地域包括支援センターの取り組み（地域の連携・協力体制の状況など）を紹介いただきました。御坊市では、地域包括支援センターと地域の関係機関等との連携・協力体制がよく取れており、地域社会においてその存在が認知されているとのこと。高齢者虐待事例に適切に対応するためには、普段から地域とのネットワークを広げておくことが重要であると指摘されました。

和歌山県社会福祉士会会長の崎山賢士氏からは、現在和歌山県社会福祉士会が県から受託して、社会福祉士と弁護士が、地域包括支援センターからの高齢者虐待問題対応の相談に応じ支援していることや、事例研究会を通して社会福祉士の研修等を行っていることについて報告がなされました。地域社会のあり方とこの高齢者虐待問題が密接につながっていること等にも触れ、多様な関係機関等とのネットワークの構築の必要性を訴えられました。

NPO法人認知症サポートわかやま理事長の林千恵子さんは、見守りが必要な認知症の人を、家族が留守の時や家族が休息したい時、居宅等で「あんしんメイト」が見守るという

支援事業について紹介され、介護保険ではできない「一緒にお話をして楽しむ」というサービスも必要であるということをお話しされました。また、電話相談の中には、高齢者に対し虐待をした養護者が後悔し苦しみ、電話をかけてくるケースもあるとのことで、養護者支援（サポート）の制度の重要性についてお話しされました。

最後に井上計雄先生からは、市民後見人（第三者後見）の養成の問題を含め、現代社会においては、市民の中から虐待防止のサポーター等を募っていく必要性もあるのではないかとヒントを与えていただきました。

以上のとおり、高齢者虐待等の問題は、様々な社会問題と密接につながっており、いかに地域において関係機関・市民がネットワークを構築していくかが重要です。その意味で、今回のシンポジウムは今後の活動を考えてい

く上で有益なものになったのではないかと思います。

当日は、和歌山県下の市町村の福祉課・介護保健課の職員の方々、地域包括支援センター並びに福祉施設関係者の方々等、約130名もの多くの方々に参加され、会場が埋め尽くされました。質疑応答も実践的な内容となり、今後もこのような意見交換会的なシンポジウムを開催していく必要があるように思いました。

最後になりましたが、このシンポジウムの開催にあたり、共催いただきました和歌山県、和歌山県社会福祉士会に厚く御礼申し上げる次第です。また、和歌山県福祉保健部長寿社会推進課介護予防推進室の高橋義孝氏と和歌山県社会福祉士会会長の崎山賢士氏には大変お世話になりましたことを付記させていただきます。

以上、報告申し上げます。

